

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、市民や学識経験者、事業所や関係団体の代表者等で構成する大津市男女共同参画審議会における審議及び庁内推進組織である大津市男女共同参画推進委員会における協議により策定しました。

今後は、引き続き市民や学識経験者等に参画いただき、計画の実施状況の把握・点検を継続的に行います。

なお、男女共同参画の推進に関する施策は、様々な分野にまたがるため、その推進には庁内関係部署の連携が必要です。そのため、大津市男女共同参画推進委員会において相互間の連携調整を図り、男女共同参画社会の実現を総合的・計画的に進めます。

また、本計画の着実な推進に向け、必要に応じて、現状を踏まえた実務上の指針となる行動表を作成することや、ワーキンググループを設けることに取り組みます。

今後、各課の策定する個別計画においても、男女共同参画の視点が盛り込まれるよう庁内における認識の浸透を図るための研修を実施するとともに男女共同参画に関わる事業の円滑な運営と充実を図ります。

また、関連機関による連携を強化することにより、市民・事業主・行政がそれぞれの役割を積極的に担っていくことを促進します。

2 計画の進捗管理

計画の進捗状況については、事業の実施状況、数値目標の達成状況を毎年度調査（市民意識調査については次期計画策定の前年度に調査）し、大津市男女共同参画審議会、大津市男女共同参画推進委員会において計画の進捗状況を評価し、市において、施策・事業の点検・見直しを図り、計画の推進に取り組みます。

また、施策の効果を確認し、改善していくために、アンケート調査等により市民意識の把握に努めます。こうした「計画（Plan）」「実行（Do）」「調査・評価（Check）」「見直し（Action）」【PDCAサイクル】の中で、市民・事業主等の参画促進により、施策・事業の実効性を高めます。

なお、本計画の推進にあたっては、社会情勢の変動や施策の進捗状況等を考慮して対応することとし、計画内容の趣旨に基づき、必要に応じて取組内容を柔軟に捉えて運用することとします。